## (コピーをして使って下さい。)

					0,			
労働保険番号								
38	1	02	060951-	-000				

## 就業規則(変更)届

事業の種類	・事業の名称	7	事業の所在地	
医療・介護保険事業	アひかり2)	四国中央市三島金子1丁目4番31号		
就業規則又は	別紙のとおり			
意見の聴	令和 4 年 3 月 14 日			
意見書	下記のとおり	労働者	<b>首数</b>	27 人

令和4年3月17日

使用者 医療法人社団 栗整形外科病院 理事長 武 内 啓

新居浜労働基準監督署長 殿

## 意 見

別紙の職員就業規則(賃金規程)変更に関する意見は下記のとおりである。

記

同意します。

令和 4年 3月14日 労働者代表 職名个領職

氏名 森大輔 💮



医療法人社団 栗整形外科病院 くりせいけい(デイケアひかり2) 管理者 栗 光弘 殿



## 職員就業規則(賃金規程)新旧対昭表

職員就業規則(賃金規程)新旧対照表					
変更前規則	変更後規則				
第1章 総則 第2条(賃金の構成) 賃金の構成は次の通りとする。 (2)諸手当(役職手当、資格手当、皆勤手当、業務 手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、送迎 手当、夜勤手当、家族手当、通勤手当)	第1章 総則 第2条(賃金の構成) 賃金の構成は次の通りとする。 (2)諸手当(役職手当、資格手当、皆勤手当、業務 手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、処遇 改善補助手当、送迎手当、夜勤手当、家族手当、 通勤手当) 第22条(処遇改善補助手当) (1)介護職員処遇改善補助金が支給された場合、当 該補助金に係る賃金改善として、処遇改善補助 (処改補)手当を支給する。なお、処遇改善補助 (処改補)手当の対象者は、介護事業所に従 事する正社員及びパート(被用者保険に加入) 社員とし、額については、当該補助に係る計画 を勘案してその都度決定する。 (2)前項の手当は、時間外労働の単価には反映しな いものとする。				
第 22 条 (賞 与) 第 23 条 (支給対象者) 第 24 条 (算定審查事項)	第 23 条 (賞 与) 第 24 条 (支給対象者) 第 25 条 (算定審查事項)				